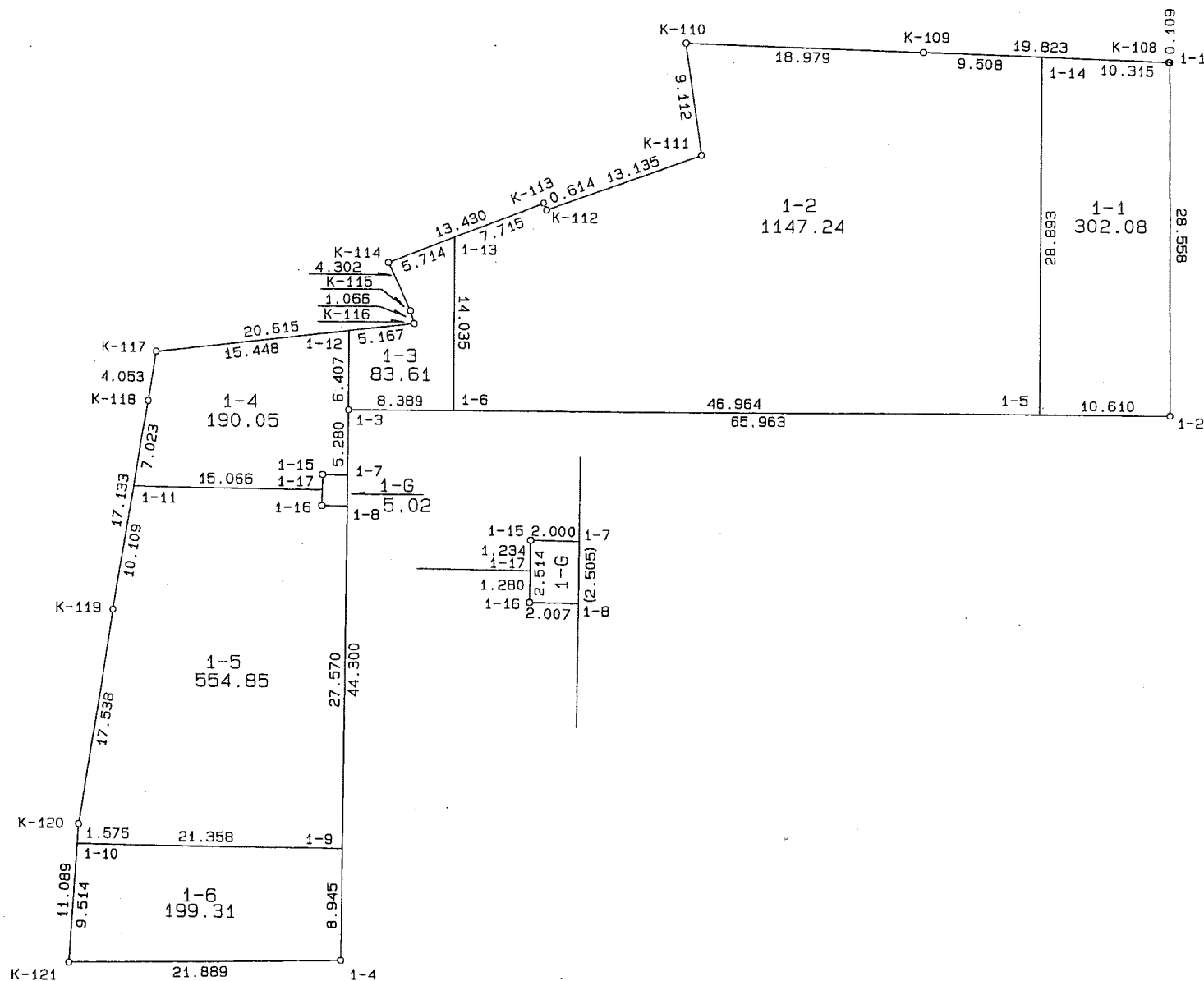


1 街区 ②

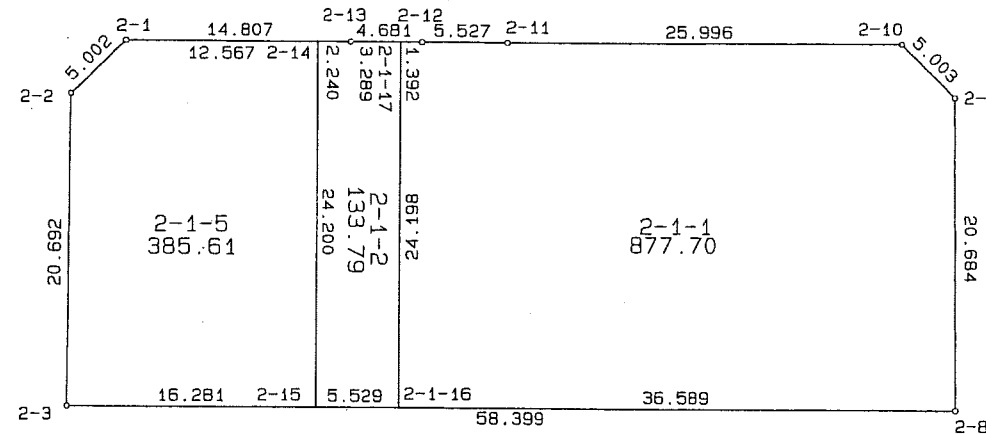
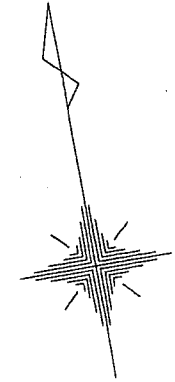


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
 (平成10年3月18日換地処分)

2-1 街区

3

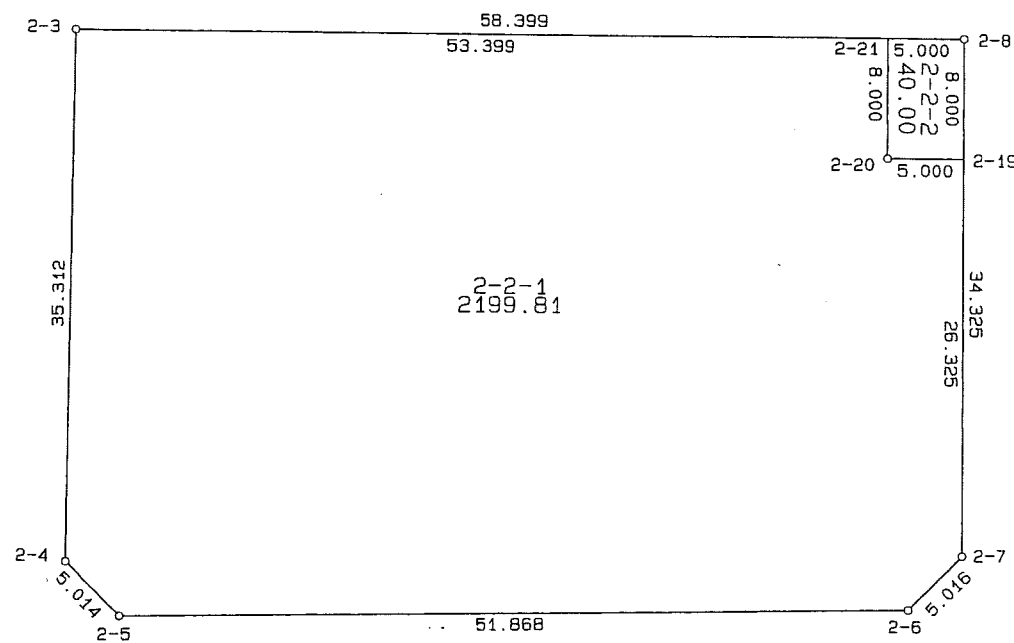
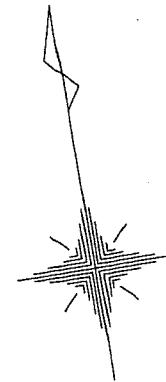


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市鎚木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

2-2街区 ④

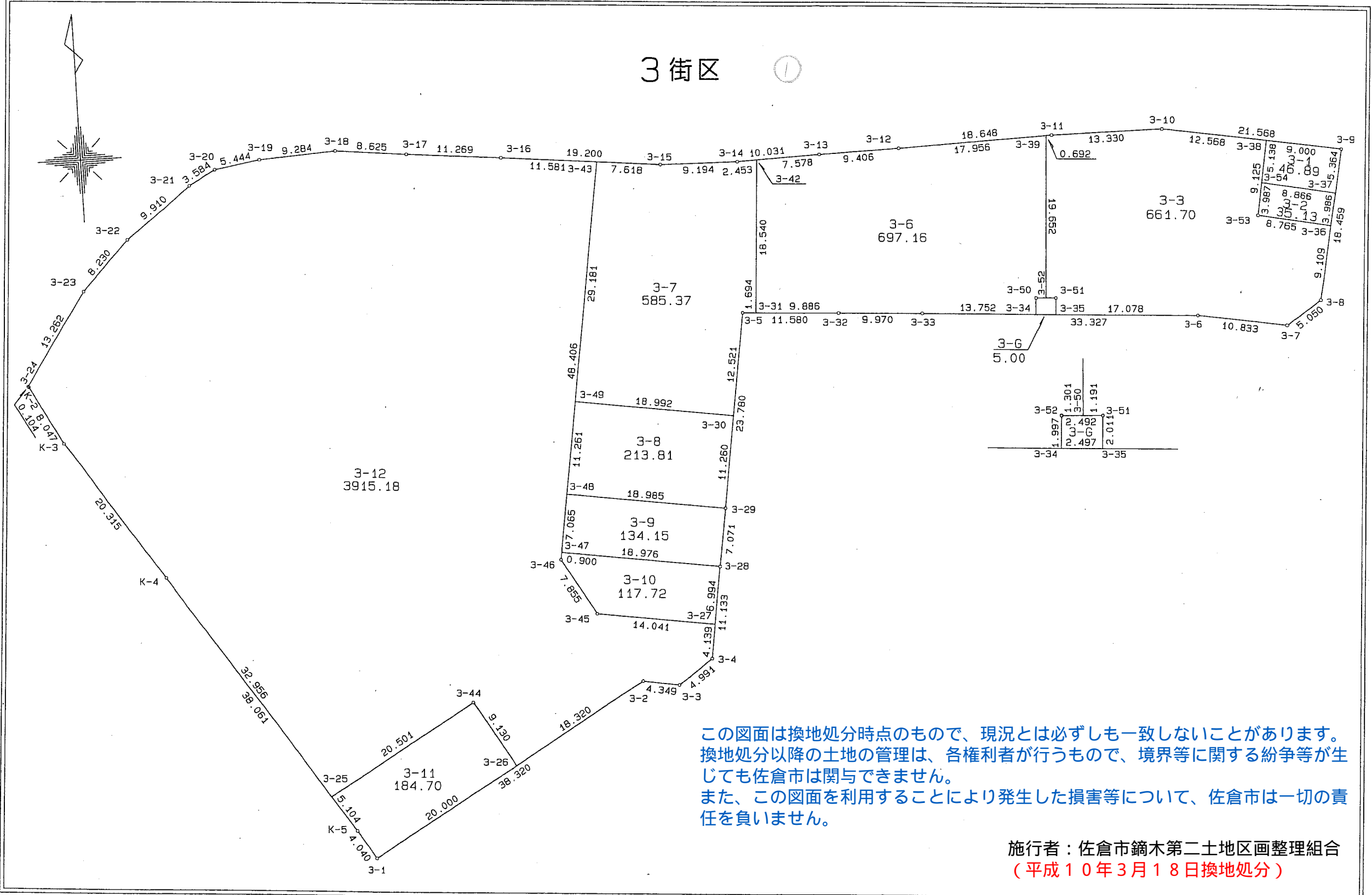


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

3街区 ①

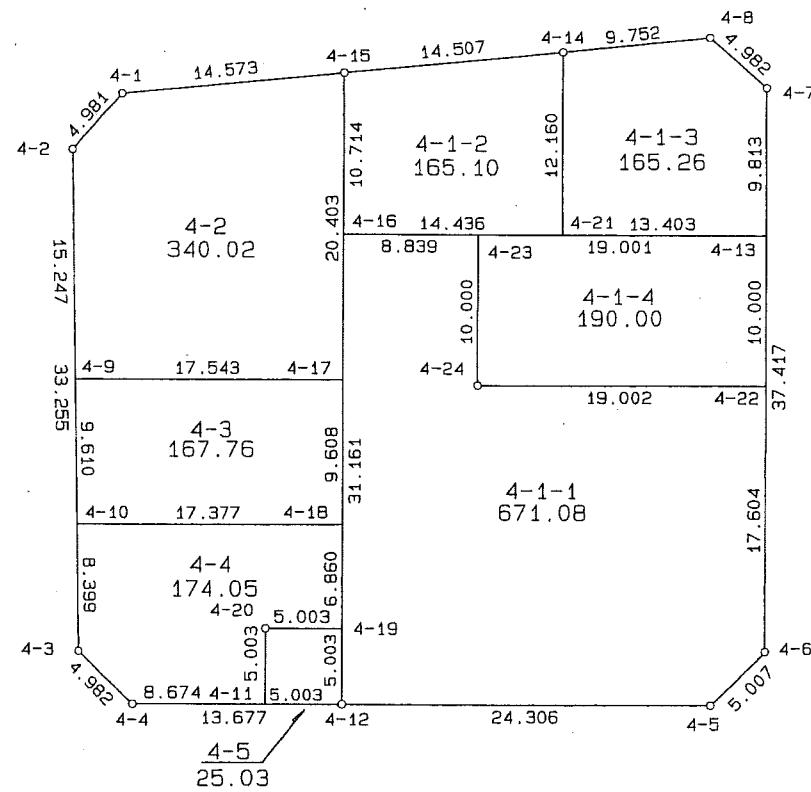
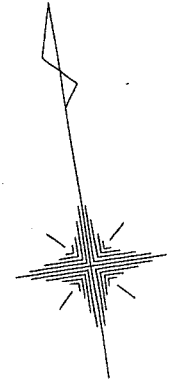


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
 (平成10年3月18日換地処分)

4 街区

⑤

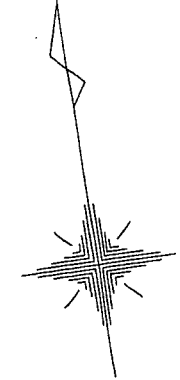


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市鑄木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

5 街区 ⑥



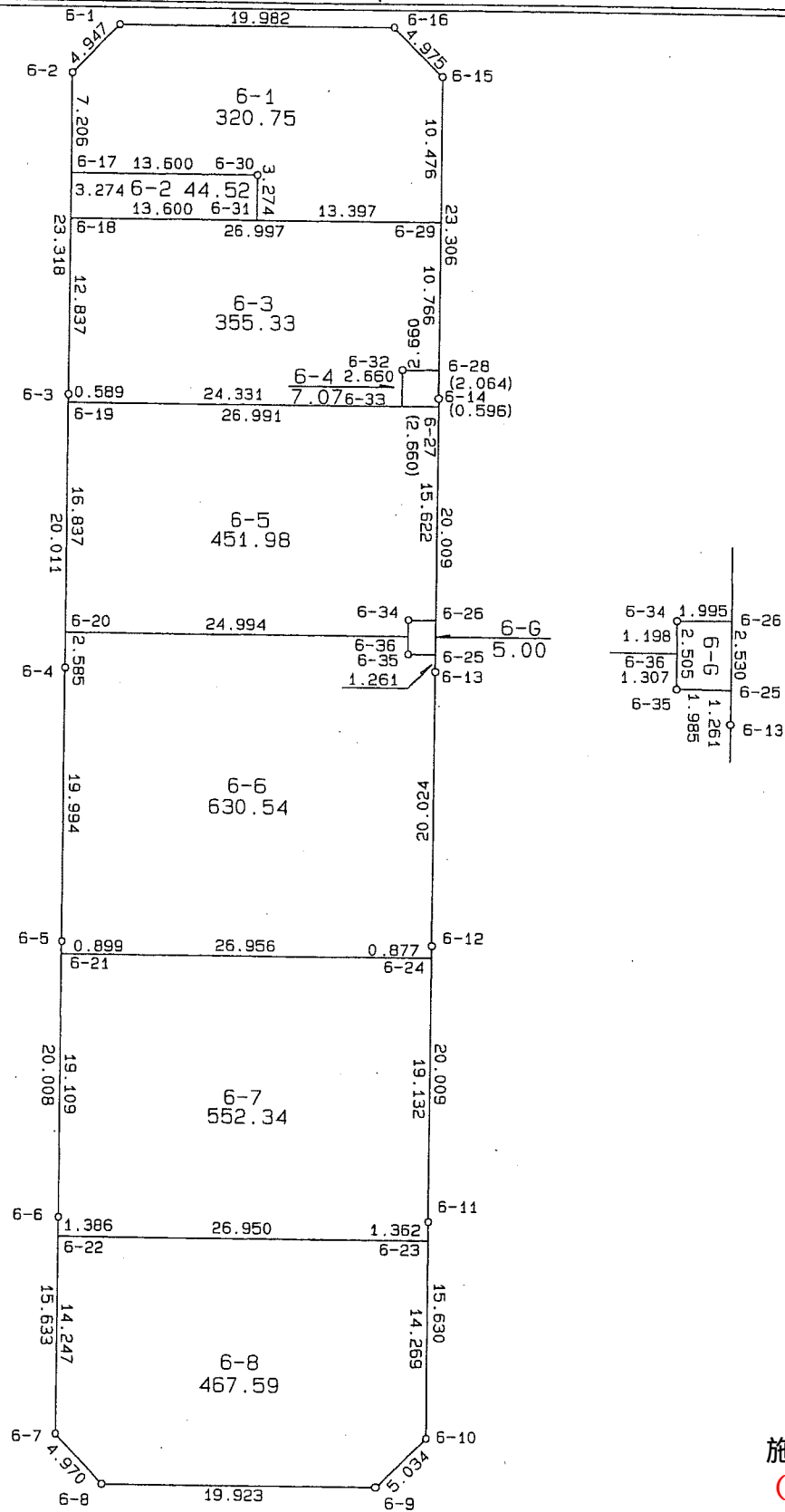
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
 (平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

確定図

6 街区 ⑦

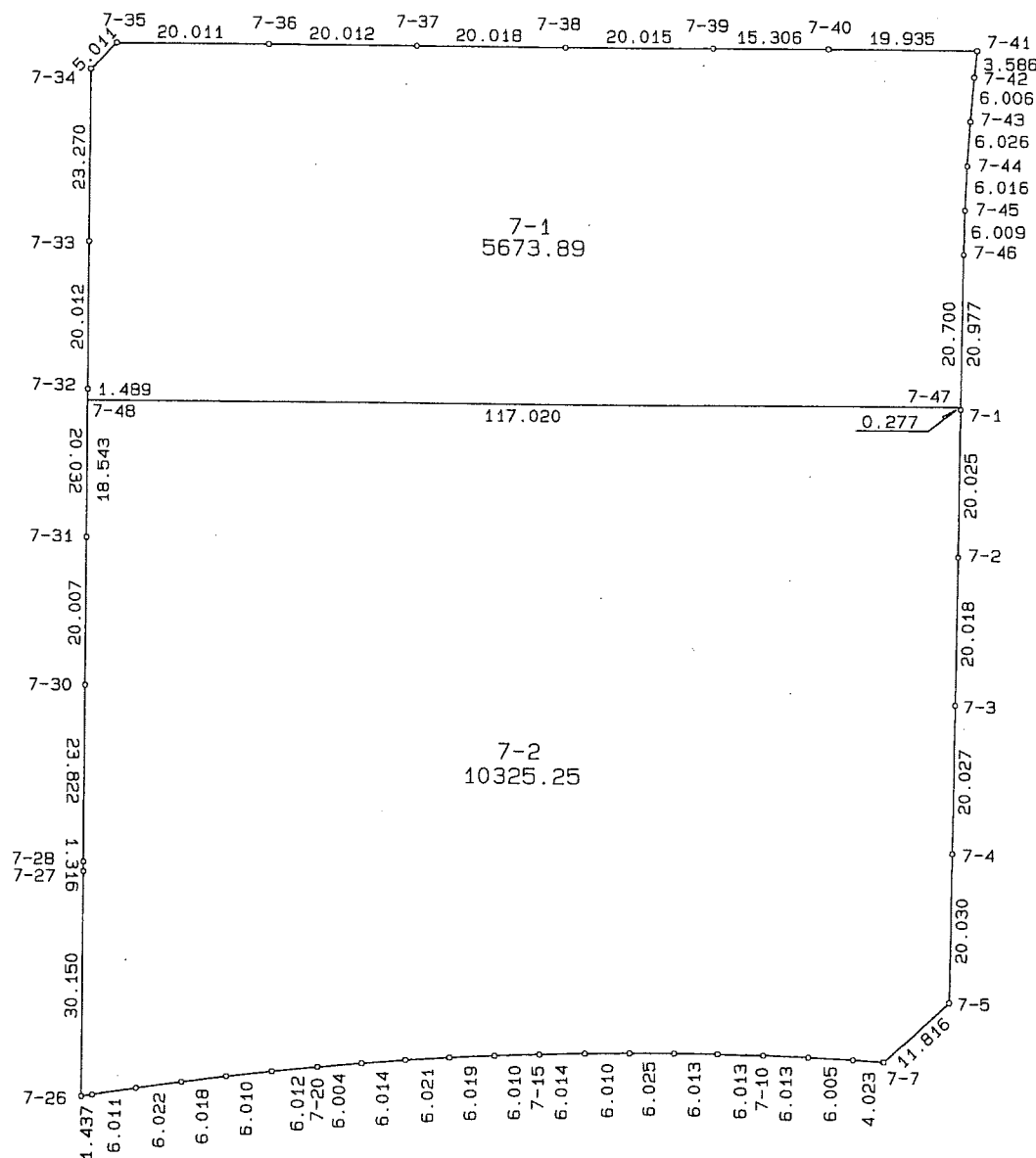
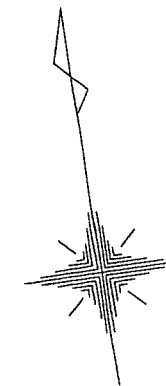


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
 (平成10年3月18日換地処分)

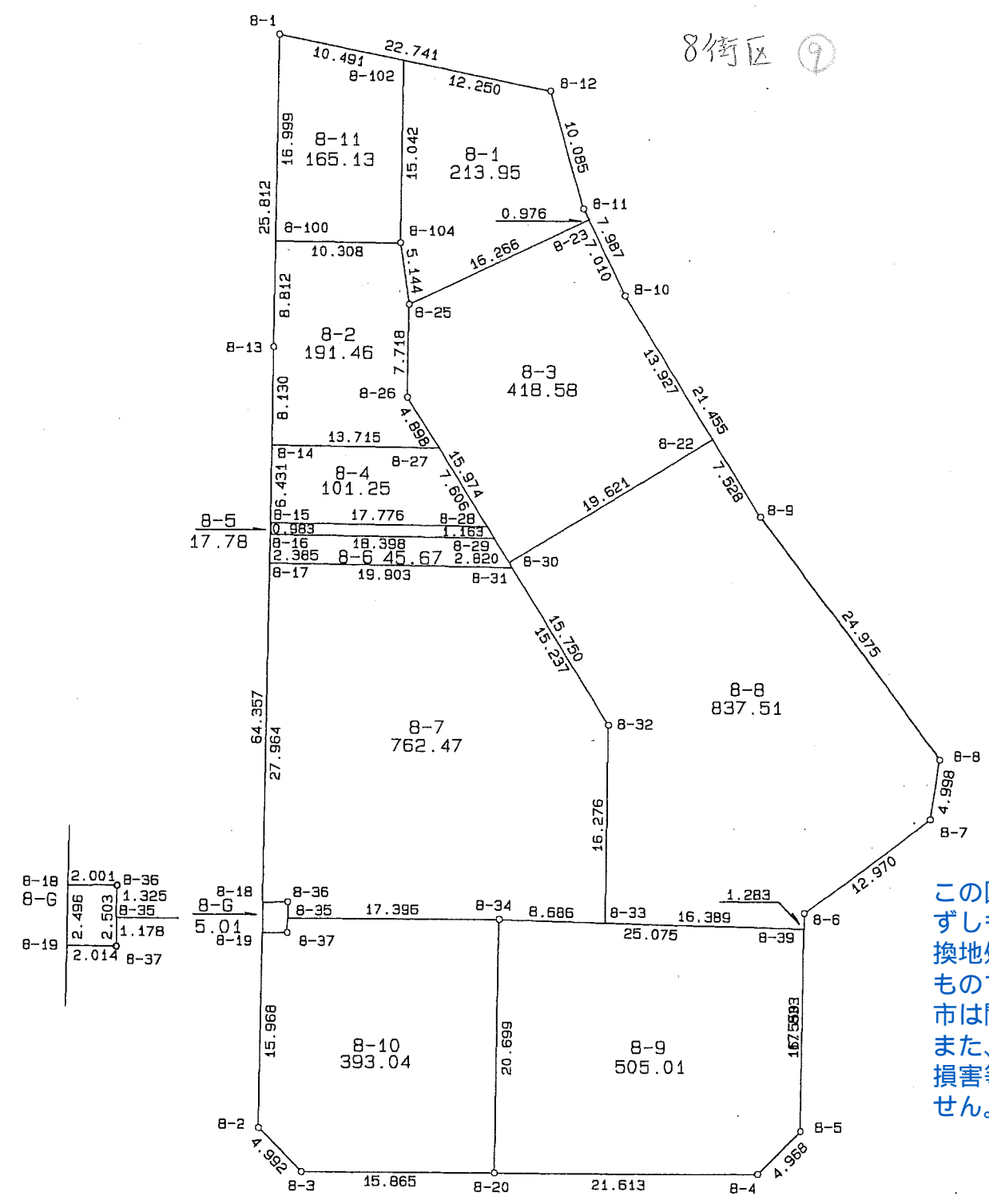
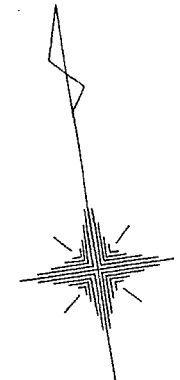
縮尺 1:500

7街区 ⑧

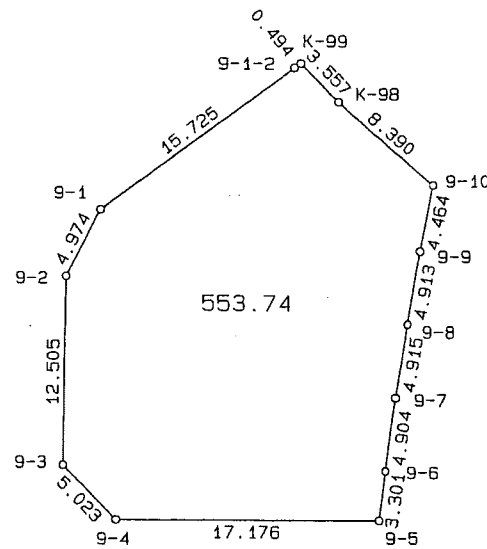
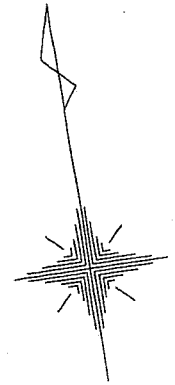


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)



9街区 ⑩

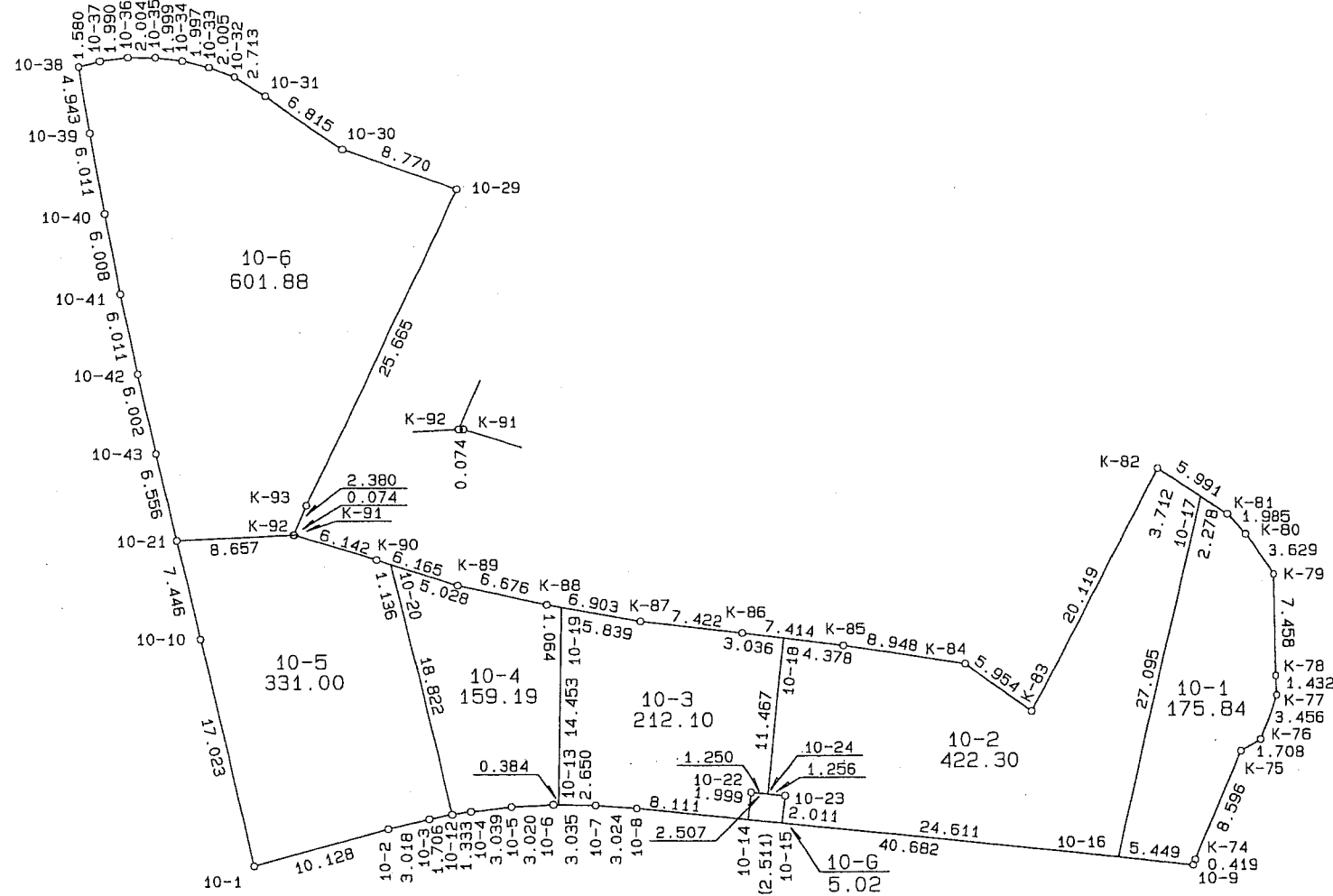
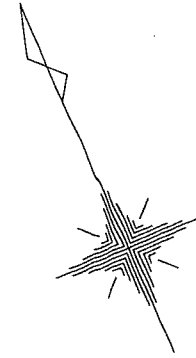


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1:500

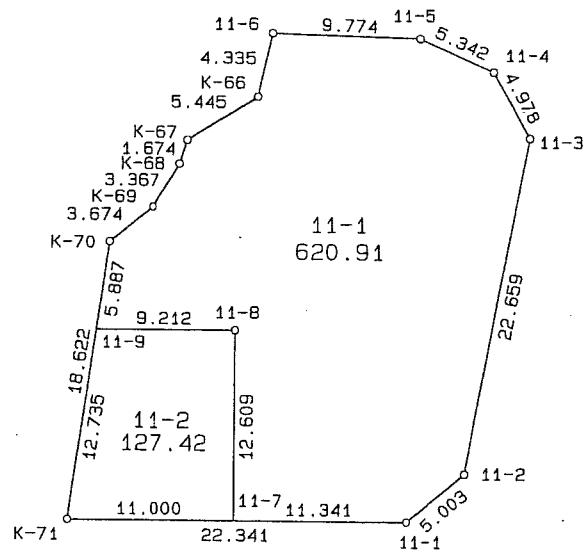
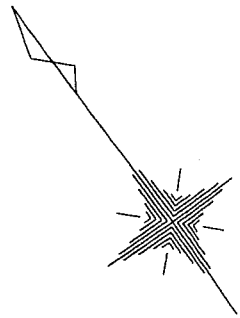
10 街区 ㉓



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

11 街区

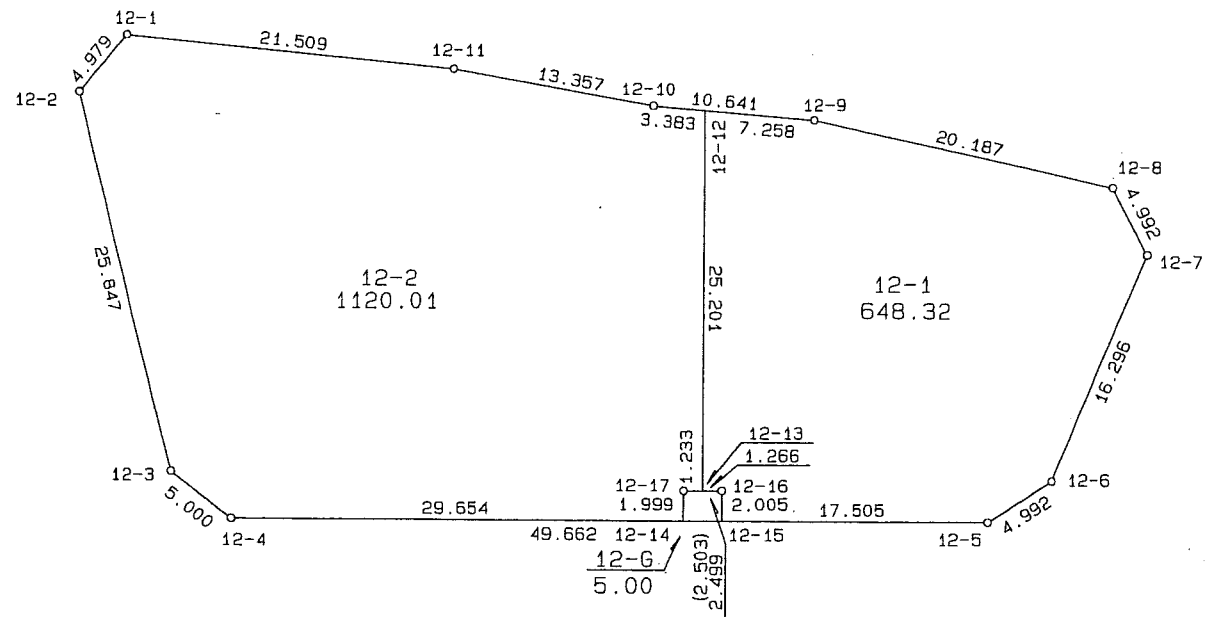
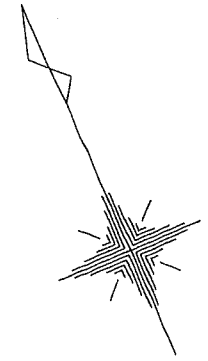


この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市鏑木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

縮尺 1 : 500

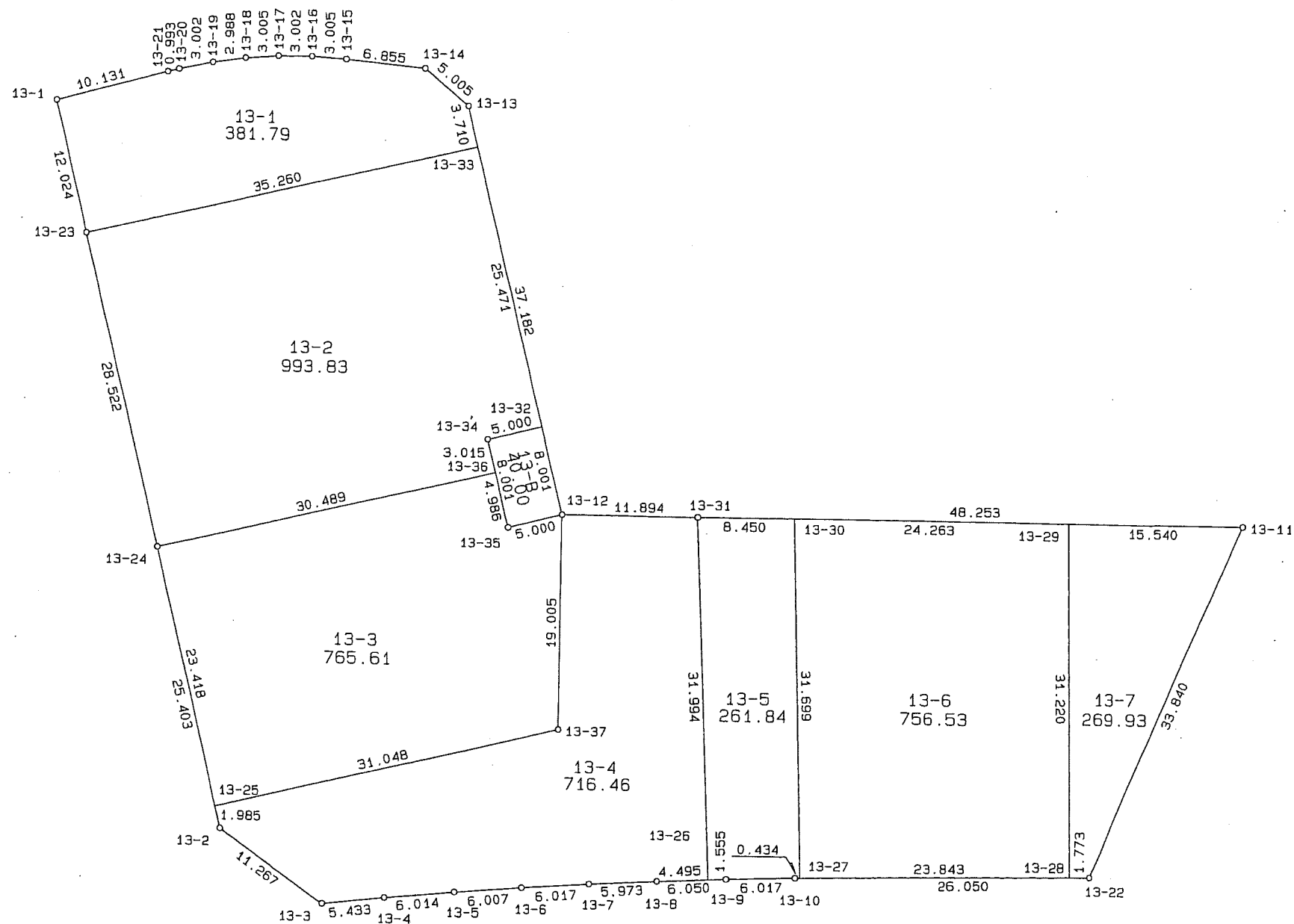
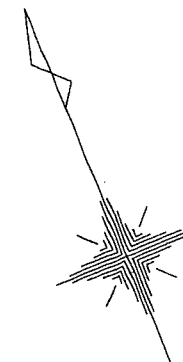
12街区 ⑬



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
じても佐倉市は関与できません。
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
(平成10年3月18日換地処分)

13街区 ⑫



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生
 じても佐倉市は関与できません。
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責
 任を負いません。

施行者：佐倉市鎗木第二土地区画整理組合
 (平成10年3月18日換地処分)